

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

1、市民生活、福祉、保健衛生及び病院事業、清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。

初めに、(1)所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づき、順次、理事者から説明をお願いいたします。

○稲田税務部長 税務部が所管する業務の概要につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、税務部の組織でございますが、税制課、市民税課、資産税課、納税管理課、納税推進課の5課14係で構成されており、職員数は部全体で141名となっています。業務内容としましては、主に市税の賦課徴収や国民健康保険料の徴収などの業務を担当しており、行政が様々な市民サービスを提供する上で必要となる自主財源を確保する役割を担っております。

それでは、市政のあらましに基づき、税務部が所管する事業につきまして御説明申し上げます。市政のあらまし(行政編)の73ページを御覧ください。ここでは、1のふるさと納税推進と、2の税総合オンラインシステム整備の2件を掲載させていただいています。

初めに、1、ふるさと納税推進についてであります。この事業は、本市の認知度向上及びふるさと納税の促進のため、寄附者の利便性向上を図るとともに、本市の魅力やふるさと納税に関する情報を広く発信することを目的としまして、ポータルサイトによる寄附募集や、寄附者に対する返礼品の調達、発送、寄附金の収納代行業務の委託など、ふるさと納税の事務関連経費について計上している事業でございます。寄附の件数と金額につきましては、(4)に過去3か年分記載しておりますが、年々寄附実績の向上が見られており、令和4年度は約22億4千万円の御寄附をいただいているところでございます。これまでの取組としましては、主に、平成27年度から寄附受付ポータルサイトの利用を順次開始し、寄附者が寄附しやすい環境を整備してきたことに加えまして、平成29年度からは、返礼品の公募を開始したことにより魅力ある返礼品の拡充が図られたこと、またその後も、寄附の受入先として具体的な事業名や事業内容を寄附者に分かりやすくお示しするなど、寄附者の共感を呼び込むための工夫を行ったほか、PRイベントの開催などにより本市の魅力の発信に努めてきたところでございます。今年度におきましては、ポータルサイトを新たに3つ増設いたしますとともに、インターネット広告等を積極的に活用することにより、本市及び本市ふるさと納税の認知度拡大を図り、また、道内外におけるPRイベントへの出展などと併せてプロモーション活動をさらに強化していくことで、寄附実績の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2、税総合オンラインシステム整備についてであります。税総合オンラインシステムは、市税の公平、適正かつ効率的な賦課徴収の実施や税証明の発行など、市民サービスの向上を図るために税情報を管理するシステムでありまして、この事業は、税制改正等に対応するために必要なシステム改修に係る経費を計上する事業でございます。今年度は、予算額で1億919万7千円を計上しております。

最後に、82、83ページを御覧ください。10、窓口業務の改善のうち、83ページの中段

(2)に記載のコンビニ交付サービスについてでございます。この事業のうち、税務部所管分といたしまして、令和元年10月から所得課税証明書のコンビニ交付を実施しているものでございまして、令和4年度の発行件数につきましては、③実績の表に記載のとおり、所得課税証明書として2千152件の発行となっております。また、今年度の事業計画としましては、システムの運用などに要する費用としまして、予算額で338万8千円を計上しております。

以上、税務部が所管する業務の概要でございます。よろしくお願いたします。

○林市民生活部長 市民生活部の業務の概要につきまして、御説明いたします。

初めに、部の組織ですが、庶務を担当する市民生活課のほか、地域活動推進課、市民課、ほか神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽、それから東鷹栖の7支所で構成されております。3課7支所で、職員数が合計で152人となっております。続いて、業務の概要についてですけれども、戸籍の届出や住民異動などの受付、各種証明書、マイナンバーカード、パスポートなどの発行のほか、町内会や市民委員会、地域まちづくりに関すること、それからコミュニティー施設や墓地、火葬場の管理など、市民の皆様にとって身近な業務を取り扱っている部でございます。

それでは、市政のあらましに基づいて、順次、業務内容について説明をいたします。

まず、(行政編)になりますが、74ページから86ページまでに掲載されています。

最初に75ページを御覧ください。5、結婚支援についてです。2、縁結びネットワーク活動促進事業については、本市と結婚支援活動を行っている団体であさひかわ縁結びネットワークを平成28年に設立し、結婚支援に関わる情報の収集や発信など、結婚の希望がかなえられる環境整備を行っております。あわせて、縁結びワーキンググループを組織して、婚活イベントの開催ですとか、市内企業と連携し、結婚支援企画として商品の割引やサービス等の特典を受けられる縁結び特典の実施により、市全体として結婚の機運が高まるような、そんな取組を進めております。

続いて、78ページを御覧ください。8、市民活動です。

まず、住民組織活動の推進についてですが、地域課題の発見、解決や地域内の調整を図りまして、住民と行政とを結ぶ各地区市民委員会やその全市的な連合組織である旭川市市民委員会連絡協議会、町内会が主体的に行う事業、こういったものを支援することで、住民組織活動の活性化を図っているところであります。

次に、ちょっと飛びますけど85ページを御覧ください。関連しまして、12、地域まちづくり推進事業についてです。ただいまの住民組織に加えまして、地域で活動する様々な団体によって全市15地域に地域まちづくり推進協議会を設置しておりますが、こちらで地域課題を共有しながら、実際にその解決に主体的に取り組む活動に対し、本市が補助金ですとか交付金を交付することにより、地域の活性化を図っているところです。交付対象ですが、地域の活動計画に基づく複数事業を一体的に実施する事業、地域の自由な提案による事業、それから、市が設定したテーマを地域と市が協働で行う事業、こういったことを通じて地域と行政との連携強化を図っているということでもあります。

続いて、ページ戻りますけれども、82ページを御覧ください。7、地域情報共有プラットフォーム運営事業についてです。地域主体のまちづくりの推進に向けて、市民や地域との情報共有の充実や地域活動の活性化を図るため、スマートフォンアプリ、地域情報共有プラットフォーム、いわゆる町内会アプリですが、これを今年度から運用しております。

続いて、同じく82ページの8、市民の日記念事業です。昨年、旭川市が市制施行100年を迎える節目に、8月1日を旭川市民の日ということで制定をいたしました。引き続き、記念事業として、市民の皆さんがふるさと旭川について理解を深めるとともに、愛着と誇りを育み、未来の旭川へ思いを寄せる機会を創出することで、今後もこういった意識を継承していきたいということで今年度も事業に取り組んでまいります。

続いて、10、窓口業務の改善についてです。82ページ、1、住民サービスの向上についてですが、市民の利便性向上と事務の効率化を図るための取組として、令和元年度から、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付を実施しており、令和2年からは戸籍証明書や戸籍の附票の写しも取得できるようにするなど、利便性の向上を図っております。また、83ページ(3)になります。市民課窓口ICT化推進事業についてですが、これまで、証明書等手数料のキャッシュレス決済を導入しまして、納付方法の選択肢が広がることによる市民サービスの向上に加えまして、市民と職員の接触機会を減らすことによる新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいりました。また、窓口支援システムや事前申請システムの運用を開始することで、各種届出に係る時間短縮あるいはワンストップ化を図っているところであります。

続いて84ページ、2、市民サービスセンターの開設ですが、市民課及び各支所の開庁時間に来庁することが困難な方への市民サービスの充実を図るということで、住民基本台帳や印鑑登録、マイナンバーに係る届出の受付、証明書の交付業務及び各種相談業務を行う市民サービスセンターを平成27年から毎月1回、土曜日に試行的に実施をしているというものであります。

次に86ページになります。15、旭川聖苑火葬炉等整備事業についてです。火葬件数の増加や火葬炉の老朽化に対応するため、既存火葬炉の更新を行うものであります。今後も計画的に更新を行いながら、火葬場の安定運用を図ってまいります。

次に、市民生活部が所管する施設であります。市政のあらましの、こちらは(施設編)になりますが、13ページから38ページまでに掲載されております。7支所をはじめ、東部まちづくりセンター、住民センター4館、地区センター8館、ときわ市民ホール、勤労者福祉総合センター、農村地域センター5館、市民活動交流センター、通称C o C o D e、それから、地域活動センター2館、支所の出張所が併設された地区会館2館、旭川聖苑などの施設のほか、市営墓地、共同墓を所管しております。

以上、概括ではありますけれども、市民生活部における所管業務の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○金澤福祉保険部長 福祉保険部の業務の概要について、御説明申し上げます。

初めに組織体制についてでございますが、市政のあらまし(行政編)341ページの機構図の下から3部局目を御覧ください。福祉保険部は10課35係で組織しており、職員数につきましては、54ページ(2)に部局別現員数という表が掲載されておりますが、派遣、休職等の職員を除き、本年4月1日時点で事務職287人、技術職11人の合計298人となっております。

次に、部長の担当事務でございます。国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課の分掌事務が保険制度担当部長の、そのほかの課の分掌事務が福祉保険部長の担当事務となっております。なお、地域共生社会推進担当部長につきましては、旭川市社会福祉協議会に派遣されております。

それでは、私が所管しております福祉保険課、指導監査課、障害福祉課、生活支援課及び保護第1課から第3課で実施している主な事業等につきまして、市政のあらまし（行政編）に沿って御説明申し上げます。

初めに、95ページからの19、社会福祉行政であります。地域福祉を中心とする社会福祉行政に関する事項について、幾つか御説明いたします。

まず、95ページ、96ページの2、地域共生社会推進事業につきましては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を整備するため、地域まるごと支援員8人と統括支援員1人を配置し、制度のはざまや、複雑化、複合化した困り事を抱え、必要な支援を受けられていない世帯を対象に、関係機関と連携し支援を行っております。

次に、97ページ、98ページの民生委員・児童委員についてでございます。現在の委員数は、条例で定める定数786人に対し760人と、26人の欠員が生じている状況となっております。なお、市政のあらましには掲載しておりませんが、民生委員・児童委員の業務負担の軽減を図るため、今年度から新たに専用の業務支援ポータルサイトを構築し、モデル地区の民生委員・児童委員にタブレットを貸与する民生委員・児童委員ICT活用推進事業を進めており、現在、ポータルサイトの開発業務プロポーザルに参加する業者の公募を行っております。また、本市では、社会福祉法第107条第1項に規定される地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に努めてきておりますが、今年度は現行の第4期計画の最終年度であることから、現在、次期計画の策定作業を進めております。令和4年4月1日に施行した旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例において、旭川市社会福祉協議会との連携及び相互協力について規定していることなどを踏まえ、次期計画は、旭川市社会福祉協議会の第7期地域福祉活動計画と一体的に策定することとしており、連携して作業を進めております。

続きまして、100ページ、101ページの20、社会福祉法人等についてでございます。3、社会福祉施設等に対する指導監査及び実地指導のとおり、指導監査、実地指導を実施しておりますが、市政のあらましに掲載しております令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所を訪問せず、書類持参によるヒアリングに置き換えるなど、できる範囲で対応してきたところでございます。なお、新型コロナウイルス感染症が5類になったことから、今年度は、感染症対策を行いながらコロナ禍前と同じように実地指導等を実施してまいります。

続きまして、101ページ、102ページの21、障がい者の状況についてでございます。身体的、精神の手帳交付者数を掲載しております。本年3月末現在で、身体障害者手帳は1万6千352人、療育手帳は4千727人、精神障害者保健福祉手帳は3千644人に交付しております。身体障害者につきましては減少傾向にあるものの、知的障害者、精神障害者につきましては年々増加している状況となっております。

次に、103ページの22、障がい者福祉から110ページの25、障害者社会参加推進事業に掲載している障害者福祉の向上のための事業を幾つか御説明いたします。107ページの障害者相談支援事業につきましては、旭川市障害者総合相談支援センターあそーとなどで障害者からの相談に対し必要な情報の提供、助言等を行っております。なお、今年度から委託内容を整理し、相談支援体制の強化を図っております。

次に、115ページに掲載しております16、障害者就労支援事業、17、障害者就労訓練事業、

18、障害者職場実習推進事業につきましては、市有施設において就労訓練機会を提供しているほか、民間企業における職場実習の機会の拡大を図るなど、障害者の就労を支援し、自立と社会参加の促進に努めているところでございます。

続きまして、131ページから掲載しております28、生活困窮者自立支援等についてでございます。1、生活困窮者自立支援推進事業にありますとおり、生活困窮者に対して包括的な相談支援を行う自立サポートセンターの運営、困窮世帯の中学生を対象とした子どもの健全育成支援事業、就労困難者に対して伴走型の支援を行う就労準備支援事業を実施しております。また、132ページの5、無料低額診療事業調剤処方費用助成事業につきましては、社会福祉法に規定する無料低額診療事業の利用者の院外での調剤処方費用に対して、市独自に助成し、生計困難者の生活の安定、健康の維持に努めております。

続きまして、133ページ、134ページに掲載しております生活保護についてであります。本市における生活保護の状況でございますが、133ページ上段の表のとおり、令和4年度の平均値で、世帯数は9千713世帯、人員で1万1千720人となっており、世帯数、人員ともに減少傾向にあるものの、人口1千人に対する被保護人員の割合を示す保護率は、依然として全国、全道の数値を上回っております。134ページに保護費の推移を掲載していますが、令和4年度決算見込みでは約186億5千万円となっており、主に被保護人員の減少により保護費も減少傾向となっております。

次に、所管施設につきまして、市政のあらまし（施設編）に沿って御説明申し上げます。

（施設編）の39ページ、40ページに掲載しております障害者福祉センター（おびった）についてでございます。障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の健康維持増進を図り、市民福祉の向上に寄与する目的で開設したもので、運営主体は、指定管理者である特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会となっております。

次に、45ページ、46ページの生活館につきましては、近文生活館、市民生活館の2つの施設があり、地域住民の生活文化の向上及び社会福祉の振興に寄与することを目的とし、生活相談や教育文化に関する事業などを行っております。

続きまして、国民健康保険課、長寿社会課及び介護保険課で実施している事業等につきまして、保険制度担当部長から御説明申し上げます。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 それでは、私が担当しております国民健康保険課、長寿社会課及び介護保険課で実施している主な事業等につきまして、市政のあらまし（行政編）に沿って御説明申し上げます。

まず、87ページから掲載しております国民健康保険についてでございますが、国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指す大規模な制度改正が行われており、北海道では、令和6年度を目途に保険料水準の統一を目指しているところでございます。87ページ、88ページに、1、賦課割合・料率の変遷を記載しておりますが、今年度の保険料率につきましては、さきの民生常任委員会で御報告させていただきましたとおり、医療分の所得割で100分の8.22、均等割で2万6千220円、平等割で2万6千700円などとなっております。また、賦課限度額につきましては医療分65万円、支援分22万円、介護分17万円となっており、前年度から最大で2万円の増と

なっております。保険料の負担軽減につきましては、89ページの3、低所得者の軽減措置等に記載のとおり、法定による保険料の7割・5割・2割軽減、未就学児の被保険者がいる世帯の均等割軽減に加え、子育て世帯への経済的支援を目的として、条例で本市独自に18歳未満の被保険者の均等割減免を創設し、均等割額の5割に相当する額を減免する措置を講じているところでございます。次に、被保険者数等についてであります。4、国民健康保険加入状況等に記載のとおり、令和4年度末現在で被保険者数6万1千209人、加入率18.98%となっており、被保険者の高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や被用者保険加入者の増加などにより、国保加入者の割合は低下してきております。

続きまして、116ページから記載しております高齢者福祉についてであります。116ページの1、高齢者の状況の表になりますが、本市における65歳以上の高齢者人口は、令和5年4月1日現在11万2千887人で、高齢化率は35.0%となっております。また、高齢者福祉に関する事業としましては、119ページの10、高齢者いきいの家や、120ページの11、老人クラブの育成といった従来からの高齢者の居場所づくりや、高齢者自身が自主的な地域活動を展開するための事業を実施しているほか、121ページの16、高齢者等除雪支援事業では、地域の支え合いによる除雪体制の構築に向け、地域住民等が担い手となる除雪支援の取組を進めております。また、123ページの21、介護人材確保支援事業では、介護職の魅力を発信し、多様な人材の参入促進を支援するイベントの実施など、介護人材の確保、定着を図る取組を行っております。

続きまして、同じく123ページから掲載しております27、介護保険についてであります。まず、本市における要介護等認定者の状況ですが、124ページの表のとおり、令和5年3月末現在で2万4千630人となっており、高齢者人口の増減に連動し、認定者数も増減している状況となっております。次に、124ページの下から125ページにかけて掲載しております1、旭川市介護保険事業計画についてであります。介護保険事業は、3年ごとに給付対象となるサービスの見込量や当該見込量の確保に関わる方針等を定めた事業計画を策定し、運営することとされており、今年度は現行計画である第8期介護保険事業計画の最終年度であるため、現在、次期計画の策定作業を進めております。125ページの2、第1号被保険者保険料では、現行計画期間中の保険料を掲載しているほか、126ページから129ページにかけて、保険料の減額制度や利用者負担額の軽減に関する事業などを掲載しております。次に、130ページの11、地域支援事業並びに131ページの12、保健福祉事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるよう、要介護状態となることを予防し、もしくは要介護状態等となった場合においても地域で自立した生活を営めるよう支援するものでございます。

続きまして、所管施設につきまして、市政のあらまし（施設編）に沿って御説明申し上げます。

（施設編）40ページを御覧ください。20、老人福祉センターについてです。40ページから41ページにかけて掲載しておりますとおり、本市には北部老人福祉センターと東部老人福祉センターの2施設があり、老人福祉法に規定する施設として、地域の高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでいただくための施設となっております。北部老人福祉センターは社会福祉法人愛善会が、東部老人福祉センターはワーカーズコープ指定管理者グループがそれぞれ指定管理者となっております。

続きまして、41ページから44ページにかけて掲載しております高齢者等健康福祉センターであります。高齢者の社会参加、生きがづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進するための施設として、いきいきセンター新旭川、いきいきセンター永山、いきいきセンター神楽の3施設があり、いずれも社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が指定管理者となっております。

次に、44ページの近文市民ふれあいセンターです。これは、高齢者の社会参加と生きがづくり、市民の健康の維持増進及び世代間交流を促進し、福祉の増進に寄与することを目的とした施設でありまして、現在、ニサカ・環境衛生指定管理者グループが指定管理者となっております。

最後に、47ページの地域包括支援センターです。介護保険法に規定されている施設で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者に関する相談を受け、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーのほか、本市独自に配置しております精神保健福祉士等が連携して支援を行います。本市では11か所設置しており、それぞれ社会福祉法人、医療法人等に運営を委託しております。

以上、福祉保険部の業務概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○向井保健所地域保健担当部長 保健所の所管業務につきまして、概要を御説明申し上げます。

市政のあらまし（行政編）の135ページを御覧ください。

まず初めに、保健所の組織についてでございます。保健所は、地域保健法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等が設置するもので、旭川市保健所は平成12年の中核市移行により設置した組織であります。現在、臨時組織の新型コロナウイルス感染症対策担当のほか、保健総務課など4課と動物愛護センター、食肉衛生検査所の7つの部署で構成をされており、職員数は、医師、歯科医師などの技術職及び事務職を合わせて、令和5年4月1日現在で145名体制となっております。業務内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応などのいわゆる感染症をはじめ、地域保健法や健康増進法、食品衛生法などの関係法令に基づき、地域住民の健康を支えるための業務を行っております。

続きまして、主な事業について御説明をいたします。

まず初めに、31、地域保健では、地域保健法等に基づき、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する保健所運営協議会を設置しているほか、各種研修及び学生実習の受入れを行い、地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上に努めております。

次に、136ページの32、医務・薬事では、医療法等に基づき適正な医療や医薬品を確保するため、医療機関等に対する監視指導を行っております。また、保健総務課内に設置しております医療安全支援センターにおいて、市民からの医療相談に対応するなど、安全な医療の確保に努めております。

次に、下段の33、医療でございますが、市民の健康と命を守るため、138ページに飛びますけれども、急病対策事業体系図のとおり、旭川市医師会等の協力を得ながら、初療、2次診療、3次診療から成る体制を確保し、急病患者に対する適切な救急医療の提供に努めているほか、医療従事者の養成に対する支援等を行っております。

次に、ページが飛びまして142ページになります。142ページ下段の35、成人保健では、健康増進法等に基づき疾病予防や健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談などを行っております。

次に、144ページからの36、保健予防では、予防接種事業や結核などの感染症予防対策、歯科保健、がん検診、精神保健、難病相談支援事業などを行っております。予防接種につきましては146ページに予防接種の種別を記載しておりますが、このうちHPVワクチンにつきましては、積極的勧奨の再開により、令和4年度からの3年間、定期接種の機会を逃してしまった女性を対象にキャッチアップ接種を実施しております。

またページが飛びまして151ページになりますが、151ページからの地域精神保健活動事業では、自殺防止対策の一環として、令和2年度から、悩みを抱えている人に声をかけたり話を聞くなど、自死につながる前に必要な支援につなげるゲートキーパー養成研修を実施しております。

次に、154ページから、37、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、これまで感染予防、感染拡大防止及び治療の促進を図ることなどを目的に様々な事業を行ってまいりましたが、本年5月8日に感染症法上の位置づけが5類へと変更になったことに伴い、事業を縮小し、今後はコールセンターによる発熱等の健康相談や、高齢者施設等への支援などを中心に対策を進めてまいります。また、新型コロナワクチン接種でございますが、令和3年3月から公費負担による接種を進めております。今年度は、高齢者や基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設等従事者を対象とした春開始接種を現在進めており、9月からは5歳以上の全市民を対象とした秋開始接種を行う予定でございます。

次に、156ページとなります、38、健康づくりでは、第2次健康日本21旭川計画に基づき、市民の健康寿命の延伸とQOLの向上のための健康増進事業を行うほか、第4次旭川市食育推進計画に基づき各種普及啓発活動を行うなど、健康づくりの総合的な推進に取り組んでおります。また、この後の報告事項でも御説明をいたしますが、本年6月には、健やかで幸せと書く健幸福祉都市の実現に向けた取組としてスマートウエルネスあさひかわプランを策定し、歩くことなどをきっかけとした健康づくりも進めております。

次に、158ページからの39、生活衛生でございます。生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上を図るため、各関連法令に基づき監視指導等を行っております。また、動物愛護センターでは、犬、猫などの動物の引取りや飼養管理、譲渡、負傷した動物の治療を行うほか、令和3年4月に施行した旭川市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護の精神や適正飼養の普及啓発を、旭川市動物愛護基金も活用し行っているところでございます。

次に、161ページになります。40、食品衛生では、食品衛生法に基づき旭川市食品衛生監視指導計画を作成し、食品の製造・販売施設等の監視指導、収去検査などを行っております。また、食品を原因とする健康被害が発生した際やその疑いがあるときは必要な調査を行い、被害の発生、拡大防止のための対策を講じております。

次に、下段の41、試験検査では、感染症法及び食品衛生法に基づき、感染症や食中毒などの各種生物検査、また、食品、水質、空気質等の各種理化学検査を行っており、新型コロナのPCR検査なども実施をしてきたところでございます。

次に、162ページの42、食肉衛生検査でございますが、安全で衛生的な食肉の生産、流通のため、主にと畜場法に基づき、所管する屠畜場に搬入される牛、豚などの食肉検査や屠畜場の衛生監視・指導を行っております。

次に、163ページの43、保健厚生統計調査では、統計法などに基づき、保健福祉行政施策の

基礎資料とするため、各種統計調査を行っております。

最後に所管施設でございます。（施設編）の48ページと49ページを御覧ください。所管施設2施設ございまして、市中心部から少し離れますが、東鷹栖にございます食肉衛生検査所と、昨年度開設10周年を迎えた第二庁舎隣の動物愛護センターあにまあるがございます。食肉衛生検査所については平成12年4月1日の旭川市保健所の設置以降、あにまあるについては平成24年9月の開設となっております。施設の沿革や規模等についてはこちらに記載されているとおりでございます。

以上、概括的ではありますが、保健所の所管業務の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○富岡環境部長 環境部が所管する業務につきまして、御説明申し上げます。

初めに、環境部の概要についてでございます。環境部の事務分掌といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する事項及び環境保全に関する事項がございまして、本市の環境施策の基本方針である環境基本計画をはじめ、ごみ処理・生活排水処理基本計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、自然共生社会、循環型社会、脱炭素社会の形成に向け各種施策を展開しております。なお、執行体制でございますが、6課14係で171名の職員が従事しております。

それでは、市政のあらまし（行政編）に基づき、主な所管業務につきまして御説明いたします。

164ページ以降に所管業務を記載しておりますが、初めに、廃棄物処理及び清掃に関する事項につきまして御説明申し上げます。2、ごみの収集及び処理でございますが、家庭ごみにつきましては13分別の収集としており、ごみの種類に応じて直営及び委託により実施しております。このうち、直営収集の主な業務につきましては、表にございますように、クリーンセンターの事業係で粗大ごみや剪定枝のじんかい車による戸別収集、資源物の回収などを行っているほか、ごみ相談係で高齢者世帯等に対してごみ出し支援を行う、いわゆるふれあい収集を実施しております。また、165ページの一番上の表になりますが、委託収集につきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなど、ごみステーションに排出されたごみを12の事業者が63台のごみ収集車により実施しております。

次に、168ページを御覧ください。3、ごみ処理実績及び処理原価でございますが、令和4年度の一般廃棄物総排出量は11万1千187.1トンで、前年度比約2.4%の減となっております。その内訳としましては、家庭ごみが6万8千507.9トンで、前年度比約3.2%の減、事業系ごみが3万5千58.1トンで、前年度と同程度となっております。町内会等における集団資源回収量は7千621.1トンで、前年度比約4.9%の減となっております。

次に、171ページの上段を御覧ください。（4）ごみ減量アクション推進事業でございますが、家庭や事業所でのごみの発生抑制や再使用、いわゆる2Rに対する各種啓発事業や情報提供を実施するものでございます。このうち、食品ロスの削減に向けた取組につきましては、本市ホームページに開設した旭川市食品ロス削減ポータルサイトを活用し、動画を公開するなど、食品ロス削減に対する意識の醸成を図っております。また、本年3月には、国が示す基本方針や道の計画を踏まえ、旭川市食品ロス削減推進計画を策定したところでございます。

次に、176ページの中段を御覧ください。初めに、（2）次期最終処分場整備事業でございます。現処分場が令和12年3月に埋立て期限を迎えることを見据えて、次期処分場の整備に向けた

取組を進めているところでございますが、令和4年度は、建設候補地である神居町春志内の周辺地域等への説明を行い、御理解をいただきましたことから、当該地を建設地として決定し、今年度から各種調査や測量、基本計画などの業務に着手しております。次に、(4) 缶・びん等資源物中間処理施設整備事業でございます。空き缶、空き瓶等のリサイクルを行っております近文リサイクルプラザに代わる新たな施設として、東旭川町上兵村に(仮称)旭川市リサイクルセンターを整備するもので、令和4年度に新施設の実施設計を完了させ、今年度から建設工事に着手しております。次に、(5) 近文清掃工場基幹的設備改良事業でございます。安定的なごみ処理体制を維持するため、近文清掃工場の約50年間の運用を想定した施設の再延命化を行うもので、今年度中に取りまとめる長寿命化総合計画に基づき、令和6年度から工事に着手する予定でございます。これら3施設の整備に要する事業費は200億円を超えると見込んでおりますが、いずれも市民生活に欠くことができない施設でありますことから、計画的かつ着実に整備を進めていくこととしております。

次に、環境保全に関する事項としまして、183ページの上段を御覧ください。1、旭川市環境基本計画の推進と管理でございますが、この計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものでございまして、現計画の期間は平成28年度から令和9年度までの12年間としております。令和5年度は中間見直しの年に当たり、計画の進捗状況や地球温暖化対策など近年の動向を踏まえ、同時期に見直す旭川市地球温暖化対策実行計画等との整合を図りながら必要な見直しを行う予定でございます。また、計画に基づく施策の実施状況等の進捗を明らかにするため、毎年、旭川市環境白書を作成し、公表しております。

次に、184ページの中段を御覧ください。4、ヒグマ対策についてでございます。ヒグマ出没の通報を受けた際は、警察及び猟友会等と連携し、迅速に出没場所の現地調査を行うとともに、地域住民等への注意呼びかけ、市ホームページやSNS、くらしのアプリ等での情報発信等を行っております。また、出没した個体の有害性を判断し、その危険度に応じて、箱わなによる捕獲、出没地域での巡回パトロールなど、市民の皆様の安全を最優先に取り組んでいるところでございます。また、ヒグマの侵入経路と想定される美瑛川上流の河川敷には電気柵を設置するなどの市街地侵入抑制対策を講じておりますほか、今年度から、中長期的な視点に立って効果的にヒグマ対策を進めるため、郊外部の山林等におけるヒグマの生息状況調査の取組を進めております。

次に、185ページを御覧ください。1、地球温暖化対策推進事業でございますが、昨今の国内外の動向などを踏まえて、本市は令和3年10月にゼロカーボンシティ旭川を宣言しております。今年度、環境総務課内にゼロカーボンシティ担当課長を新たに配置し、旭川市地球温暖化対策実行計画の改定を通じ、今後、様々な地球温暖化対策の施策を進めていく予定でございます。また、地球温暖化対策への市民意識の向上に向け、旭川グリーンアンバサダーと連携し、各種イベント時のミニ講座や小学校等への出前講座、食事を通じた環境教育の展開など、積極的な普及啓発に努めているところでございます。

次に、186ページを御覧ください。3、地域エネルギー設備等導入促進事業と4、木質バイオマスストーブ導入促進事業でございます。これらの事業は、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、省エネルギーの強化、再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減を進めるため、太陽光発電設備やまきストーブなどの地域特性を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部補助を行うものでございます。

最後に、環境部の所管施設の概要につきましては、市政のあらまし（施設編）の50ページから54ページに掲載されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、概括的ではありますが、環境部が所管する業務の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院の業務概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、市政のあらまし（施設編）になりますが、55ページをお開きいただきまして、最初に施設の概要について御説明を申し上げます。（2）の沿革になりますが、現在の建物につきましては、入院病棟が平成5年に着工、平成7年に供用開始、また、外来棟は平成9年に着工、平成12年に供用開始となっております。いずれの病棟も供用開始後20年以上が経過しておりますことから、設備更新等を計画的に行っておりますが、維持補修に関わる費用が増加してきている状況にあります。次に、その下の（3）規模になりますが、敷地面積が3万7千165平方メートル、延べ床面積が4万5千920平方メートルで、地下1階、地上7階の鉄骨鉄筋コンクリート造りとなっております。また、現在の診療科目は、記載のとおり25科、許可病床数は一般病床372床、精神病床100床、感染症病床6床の合計478床であります。現在はコロナ特例で感染症病床が時限的に9床となっており、これを加えますと合計481床となっております。また、その下の（4）附属診療所につきましては、江丹別診療所を開設しており、56ページの上段になりますけれども、毎週金曜日に医師が出向いて内科の診療に当たっております。

次に、市政のあらまし（行政編）に移りますが、（行政編）187ページをお開きいただきたいと存じます。当院の現況を記載しております。

まず、（1）の概要になりますが、当院は、市民の健康と福祉の増進を図ることを第一の目的として設置した総合病院であり、救急医療や不採算医療に取り組む一方、高度先進医療を担う道北地域の基幹病院としての役割も併せ持っており、道北一円、あるいはオホーツク圏域からも患者を受け入れております。また、平成21年度からは地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置し、病院経営を行っております。

次に、188ページ上段の（2）職員構成になりますが、令和5年4月1日現在の休職中の職員を除く現員数では、548人となっております。また、あらましへの記載はございませんけれども、正職員以外に、医師事務作業補助者、看護助手や事務補助などの会計年度任用職員が4月1日現在で282人おり、これらを含めた在籍数は総数で830人となっております。このほか、入院、外来の受付窓口や給食調理、清掃、クリーニング、警備、設備管理などの委託先業者の社員等を含めると、おおむね1千人規模が勤務する病院ということになります。

次に、その下の（3）延べ患者数になりますが、令和4年度の実績で申し上げますと、入院が合計で8万2千39人、1日当たりで224.8人、外来が合計で20万8千214人、1日当たり856.8人となっており、令和2年度からの3年間の患者数につきましては、コロナ禍あるいはコロナ対応により減少傾向にあります。

最後に、病院の活動についてでございます。その下の2、市民公開講座につきましては、市民の皆様へ病気への理解を深めていただき、健康の維持増進等が図られるよう、心臓、血管疾患、がん、アレルギーなどをテーマとして平成19年度から開催しているものでございます。また、3の出張健康講座につきましては、医師をはじめ、当院の医療従事者が団体や地域に出向き、様々な病気の

話から生活習慣病の予防、薬との付き合い方などを内容とした講話やストレッチの実践などを平成27年度から実施しているもので、これらの活動を通じて市民の健康づくりに寄与し、より親しまれる病院を目指しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「スマートウェルネスあさひかわプラン」の策定について、及び、1市8町での「たいせつどうぶつ愛護憲章」の策定についての以上2件について、理事者から報告をお願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 本年6月23日に策定いたしましたスマートウェルネスあさひかわプランについて、御報告をいたします。資料は4点お配りしておりますが、初めに、一番上のA4縦の1枚物を御覧ください。

本件につきましては、5月22日の本常任委員会において、策定の経緯及び意見提出手続の実施について御報告させていただいたところではございますが、本年5月8日から6月8日までの間で意見募集を行った結果、5人と1団体から延べ15件の御意見をいただきました。意見の内容と市の考え方につきましては別紙3のとおりとなっておりますが、意見の概要といたしましては、プランの趣旨や取組、記述等に対する意見となっており、いただいた御意見を基に記述内容の一部を修正するとともに、今後のプラン推進に当たっての参考としてまいります。

次に、右上に別紙1と書かれております、A3になりますけれども、カラーのプラン概要版を御覧ください。概要版では、プランの考え方をより分かりやすく、より多くの方に知っていただくため、表紙に4コマ漫画を掲載し、アザラシとシロクマのやり取りの中でプランの趣旨を表現しています。また、歩くことを通じた健康づくりを推進していくため、左側になりますけれども、市内の公園等の歩けるスポットを掲載しております。

本プランにおける取組の推進に当たりましては、8月29日に健康づくりとがん予防をテーマとした策定記念講演会を開催し、市政アドバイザーに就任されました宇都宮啓氏に講演をいただきます。さらに、健康増進普及月間である9月には、イベント等を通じた周知啓発事業を集中的に行うほか、来年度からの運用を目指し、健康マイレージ機能を搭載した健康アプリの構築も進めてまいります。

なお、今年度、本プランの策定を機に、現在全国の120の市区町村が参加している「Smart Wellness City 首長研究会」に加入しましたことから、今後、他の自治体の先進事例についても情報収集を行いながら、市民の健康づくりに取り組んでまいります。

スマートウェルネスあさひかわプランの報告につきましては以上でございます。

続きまして、1市8町での「たいせつどうぶつ愛護憲章」の策定につきまして、御報告をいたします。資料につきましては、ホチキス止めの2枚物をお配りしております。

動物愛護につきましては、本市においては、令和3年4月1日施行の旭川市動物の愛護及び管理に関する条例により各種取組を進めてきたところではありますが、令和4年度に、本市と周辺8町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約において動物の愛護及び管理が具体的項目として追加

されたことから、今後、1市8町協働で各種取組を円滑に進めるため、動物愛護に関する認識や約束事等を明文化し、共有することで、動物愛護精神の普及啓発が広域的に図られることを目指すものでございます。

次に、憲章の内容について御説明をいたしますので、別紙の2ページ目を御覧ください。憲章は、「上川中部」から始まる4行の前文、「わたくしたちは」から始まる3か条の本文、「この憲章に基づいて」から始まる具体的取組から構成をされております。憲章の名称は、たいせつどうぶつ愛護憲章としており、連携中枢都市圏の名称である旭川大雪圏域の大雪と、動物を大切にするという意味を合わせて平仮名で表記することで、親しみを感じつつ、動物愛護の目指すべき約束事であることを表現しております。前文は、地域の特徴や魅力、策定の趣旨、地域住民と動物が共生する上での目指すべき方向性を、本文は、今後の圏域における動物愛護の活動において重要な考え方を3か条で定めております。

最後に、具体的項目であります、本文の3か条に当てはまる具体的な例として、現時点で1市8町が共通して普及啓発等に取り組める動物愛護に関する基本的な行動を記載しております。

なお、本憲章は今後、各自治体の首長が一堂に会する会議等の場において、1市8町で共同で改めて発表をしていく予定であります。また、策定後の取組といたしましては、デザイン的にも見やすいリーフレットの作成を今後行うほか、各自治体の動物愛護担当者の定期的な意見交換や住民向けの出張講座等により、広域的な普及活動を実施してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

○沼崎委員 スマートウェルネスあさひかわプランについてお伺いしてよろしいでしょうか。

いろいろといい取組だと思えますし、背景としては、高齢化の進行に要介護認定者の増加のこととか、健康寿命延伸とかいろいろあるんですが、目標として、結局、平均歩数の増加とか、策定の背景としては非常にいいことがたくさん書いてあるんですけども、何か目指すところがちょっと寂しいような気もするんです。これは今後、何かさらにいろいろ発展させていくような計画はあるのでしょうか。

○渡辺保健所次長 今回のこのスマートウェルネスあさひかわプランの目標についてですけど、3年間という短い期間でのアクションプランということもあって、何かこう大きく変えましょうとかってということよりは、このプランそのものが健幸づくりのきっかけということを趣旨としておりますので、その中で、今年度、スマートフォンのアプリの開発、歩数計測など、そういうアプリの開発のほうも今進めているところなので、こういう平均歩数の増加というのを一つ把握してみたいということで、目標の一つに掲げたところでございます。

それとは別に、御質問にあったように、今後どういうふうに進展させるかということについては、このスマートウェルネスあさひかわプランと、健康日本21というもう一つ大きな目標もございまして、そちらのほうでも掲げておりますけど、健康寿命の延伸という形で取り組んでまいりたいと考えております。

○沼崎委員 内容は非常に細かく、冊子も作っていただいて、私も勉強させていただいたんですけども、要介護のこととか健康寿命のことが策定の背景にある割には、中には認知症予防や介護予防とか、あるいはロコモフレイル対策について全く触れられていなかったり、あるいは、企業とタイ

アップした取組なんかも記載はあるんですが、例えば、経産省が今推進している健康経営とか、そういったものに関する言及もないので、ちょっと内容的に少し寂しいなという印象は抱いているということはちょっと申し添えます。

健康日本21との連携もして、いろいろと健康寿命延伸を図っていくということでございましたので、ただ単に歩きましょうっていうだけではなく、いろいろな成果につながっていくように、ぜひよろしく願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 御質問ありがとうございます。

策定の背景として、要介護であるとか認知症の増加というところは、日本全国課題でありますけれども、特に旭川の場合では、要介護認定率が全道やほかの市町村に比べても高いといった課題もありまして、そういった意味からも、本当に健康なときから今後のことを見据えて健幸づくりにより取り組んでいく必要があるということで、特に全体の中でも、誰もが身近に取り組めるということで、まずは歩くことをきっかけとして健幸づくりを始めましょうかというところで、今回、スマートウェルネスあさひかわプランを策定しました。その中で、まず、3年間という短い期間ということもありますので、なかなか健康寿命であるとか認知症のところまで指標が届くということは難しいと思っております、そのため、プランの目標としては、まず、市民の平均歩数、これは全国的に見ても旭川の平均歩数は大変少なくなっておりますので、まずはみんなが歩いていくことで、今後どうなっていくかといったところを検証していきたいというふうに考えております。

また、特に高齢化で言うと、ロコモフレイル、また、企業のタイアップというところは当然、旭川市だけでは難しく、行政のほか、民間であるとか、様々な地域であるとか、いろんな主体が一緒になって連携して取り組んでいく必要があると思っておりますので、それにつきましても、それぞれ個々の計画というものがあっても、歩くことを、このプランを、様々な計画の横串としていきながら、各種計画や各種取組と連携して進めていきたいと考えております。

○高橋紀博委員長 その他、委員の皆様から御発言ございますか。

○能登谷委員 ちょっと関連して、今、見て気づいたんですけど、このスマートウェルネスあさひかわプランの策定に当たって、パブリックコメントをいただいたということで、最後のところかな、いただいた意見と旭川市の考え方っていうのが載っています。

それで、市の考え方は右側のほうに紹介されていますが、これはもう既に意見を寄せられた方に、実際に届いたんでしょうか。

○渡辺保健所次長 意見を寄せられた方にお答えしているところでございます。

○能登谷委員 その上で、もう届いたということなので聞かせてもらいますが、1番の意見ですよ、目指す姿として健幸福祉都市の実現としていますが、この記述は削除すべきだと。誤解を招きかねないんじゃないかということで、相当大事な指摘を受けていると思うんです。この方は、「Smart Wellness City 首長研究会」の宣言を引用したりいろいろしながら、相当詳しく意見をいただいていると思うんですね。それについて、こちらの回答は、「健幸福祉都市の実現に向けては、本プランのみで実現するものではなく」、だから、あんたの言っていることは狭いんだよと。元にプランがあって、健康日本21旭川計画とかいろいろあると思うんですけど、知らんかもしれんけどこれだけで実現するものじゃないんだよっていうことでばっさり切り捨てているんですね、4行ぐらいで。ちょっと対応が冷た過ぎるんじゃないかと思うんですよ。せっかく

これだけ詳しくいろいろ言っていたら、もう少し温かい対応というのはないのかなと、率直に疑問に思います。

○**渡辺保健所次長** 削除すべきということで御意見をいただいたところではありますけど、御指摘の部分は参考にはさせていただきますということで、ただ、健幸福祉都市の実現ということは、以前から市長の公約の中に一つありましたので、それに少しでも近づけるようなプランということだったので、その文字自体を削除するという点についてはちょっと難しいのかなということで、御意見は参考にしますけどということでの御回答をさせていただきますと思います。

○**能登谷委員** いやいや、その中身は分かるんですね。この方の言っていることが全てでないだろうし、削除しろって言われてもここまで来て削除できないから。だとすると、異論のある方には丁寧に説明すべきじゃないかと。元のプランが何であって、それから、市長の公約ではこういうことも言われていて、そういう中でこれをやっていくから、削除まではできないとしても、意見を賜って施策に反映していきますよってもっと丁寧に言えないのかなと思うんですよ。こういう方は、せっかくこれだけいろんなことも引用しながら書いているのに、もう二度と書きたくないと思うんですね。これだけじゃないんだよって、「本プランのみで実現するものではなく」って言うだけですからね、これに対する見解は。そうじゃないっていうことを丁寧に言った上で、またいろいろ御意見をいただけるというか、そういうふうにしていかないと、全然、市民意見をいただくということの趣旨に合わなくなるんじゃないかなと思うんですけど。

○**向井保健所地域保健担当部長** 今回、健幸福祉都市の実現というところを削除すべきですといったところをメインに書かれておりましたので、そういったことはなかなか難しいですといったところをお答えしたかったという趣旨はあるんですけども、結果といたしましては、一文の「健幸福祉都市の実現に向けては、本プランのみで実現するものではなく」ということで、なかなかちょっと、意見をいただいた方に丁寧な対応とならなかったといったところは、委員の御指摘のとおりだというふうに思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたとおり、健幸福祉都市の実現につきましては、本プランだけではなく、様々な取組、様々な計画に横串となって健幸づくりのきっかけを提供していこうといったところの内容でありますので、引き続き、御意見をいただいた方には丁寧に対応するとともに、本プランの趣旨についても御理解をいただけるような説明を行ってまいりたいと思います。

○**高橋紀博委員長** その他、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○**高橋紀博委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症について、理事者から御報告お願いいたします。

○**長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 新型コロナウイルス感染症に関して御報告します。

資料1枚目の定点報告数のグラフを御覧ください。最新の27週の新型コロナの定点は7.85となり、7月から増加しています。下のグラフは、道内の人口10万人以上9市の定点です。本市は上から3番目となり、全道平均を上回っています。本市の感染状況は、グラフのとおり、5月に増加した後一旦減少し、7月から再び増加しています。これは、過去の感染状況と同じ傾向です。

特に昨年は、7月から感染者が急増して第7波に突入、それが収まり切らないうちに第7波を上回る第8波が年末まで続き、医療体制が逼迫しました。現時点では、外来、入院ともに本市の医療体制は安定していますが、新型コロナは感染力が強いため、医療機関の負担が一気に増えることを心配していますので、市内の感染や医療機関の状況などを注視してまいります。

2枚目の新型コロナワクチンの接種についてを御覧ください。まず、全体という表の一番右にあります春開始接種の人数は6万4千115人となり、全市民に対する接種率は19.5%となりました。下の円グラフは、春開始接種の対象14万6千人に対する接種率で、43.9%となります。全国の接種率は15.1%ですが、本市は19.5%ですので、全国平均を上回っています。下の年代別で、色の濃い棒グラフが春開始接種ですが、65歳以上の方の接種率が48.4%となり、ほぼ半分の方が接種されています。高齢者の方は基礎疾患のある方も多いため、ワクチンを接種することで重症化を予防する効果があると考えています。右側の円グラフは会場別の接種状況で、医療機関が87.6%を占めています。

資料の説明は以上ですが、新型コロナは今後も一定程度の感染は続くものと考えており、基本的な感染対策とともに、感染しても重症化させないことが大切ですので、ワクチン接種も対策の一つとして検討いただくようお知らせをしております。

以上です。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準値超過に伴う周辺環境への影響調査の結果等について、理事者から御報告をお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準値超過に伴う周辺環境への影響調査の結果等につきまして、配付資料、A4縦1枚になりますけれども、こちらに基づき御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

当院の入院棟1階に設置されております焼却炉につきましては、毎年1回、ダイオキシン類の測定を実施してきておりますが、昨年12月の測定におきまして、排ガス中のダイオキシン類に排出基準値を超過する数値が検出され、本年2月16日開催の建設公営企業常任委員会におきまして、その概要や、今回の測定結果における当院独自のシミュレーションにおいては健康への影響が生じる可能性は少ないこと、また、それを検証するために専門業者への委託により周辺環境の影響調査を実施することなどにつきまして、報告をさせていただいたところでございます。今回は、その調査結果と今後の対応等につきまして報告をさせていただくものでございます。

資料を御覧ください。まず、1、経過及び調査結果になりますが、昨年度の測定を昨年12月14日に委託により実施し、本年1月30日、排出基準値10ナノグラムに対し、測定結果が48ナノグラムと基準を超過したことが判明したことから、関係部局に報告の上、即日、当該焼却炉を使用停止としております。その後、原因究明に向けた検証を進めるとともに、周辺環境への影響を調査するため、3月2日から9日に、調査、検証に必要な基礎データを収集する当院周辺の大気中のダイオキシン類濃度測定を専門業者への委託により実施し、さらにその測定値を基に、4月28日

には大気拡散シミュレーション調査等業務を委託により実施いたしました。その後、6月30日になりますが、その調査結果の報告があり、資料に記載されておりますとおり、周辺環境の予測濃度は、基準値0.6ピコグラムに対し0.01519ピコグラムと、基準値を下回る結果となったところでございます。

次に、2番目、今回の原因についてでありますけれども、燃焼再現、焼却炉を再稼働するということができませんので、検証が不可能ということもありまして、明確な原因の特定には至りませんでしたが、専門業者への聞き取りや測定データなどからは3つの要素、1つ目が、焼却炉、関連設備の老朽化、2つ目は、ばいじん濃度の上昇、3つ目が、燃焼時の酸素不足による不完全燃焼といった複数の要因が考えられ、これらが複合的に生じた結果の可能性もあるということでございます。

次に、3、今後の対応についてになりますが、当院の焼却炉につきましては、平成7年の入院棟改築時から使用しており、老朽化が進んでいること、また、今回の原因の特定にも至っていないことを踏まえまして、安全性の観点から今後は当該焼却炉を使用しないこととし、可燃性廃棄物の処理につきましては、専門業者への委託により処理することとしたところでございます。

資料の説明は以上になりますけれども、改めまして、今回このような状況を招いてしまい、市民や関係者の皆様に御迷惑、御心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。今後はこのようなことが起きることのないよう、適切な施設の管理運営に努めてまいります。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、ヒグマ対策について、この件につきまして、能登谷委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○能登谷委員 6月にも実は、ヒグマ対策について聞かせていただきましたが、その後も危険な状況が続いているということもありますし、今回も、現在のヒグマ対策、出没状況についても聞いていきたいと思うんですね。

まず、今現在のヒグマの出没状況について伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 今年度のヒグマの出没状況についてですが、本市で確認した7月17日時点、昨日までの出没件数は57件となっております。また、地域別の出没件数は、東旭川町東桜岡が10件と最も多く、次いで東旭川町倉沼が9件、東旭川町瑞穂が6件となっており、東旭川地域の郊外部に出没が集中しております。

○能登谷委員 今、結構出ているということが分かりましたけど、特に東旭川地域で多く出没しているということなんですが、実際に個体数はどのように推測されているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 個体数につきましては、猟友会及び専門家の見解では、2～3頭の複数頭いると伺っており、本市としても、足跡の大きさ、撮影された個体の姿からそのように判断しているところでございます。

○能登谷委員 なかなか厳しい状況が続いているなどと思いますね。

それで、具体的に今、出没件数が57件で、特に東旭川が多いし、そこでは2～3頭出ているかもしれないというようなことなんです、今のヒグマ対策の具体的なもの、主な対策はどのようなことをされているのかについて伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 現在、出没しているヒグマへの対策についてですが、ヒグマ出没時には、警察及び猟友会等と連携して、迅速に現地調査を行うとともに、地域住民等に対して広く注意を呼びかけております。また、出没が続く東旭川地域の郊外部につきましては、巡回パトロールの実施に加え、地域住民の安全確保を図るため、出没個体の捕獲、駆除を目的とした箱わなを複数台設置する対策も実施しているところでございます。この対応と並行し、市街地侵入抑制対策も実施しており、午後から御視察いただく、ヒグマの侵入経路と想定される美瑛川の河川敷に電気柵を設置して、24時間通電稼働させているほか、侵入を監視するためのネットフェンスとセンサーカメラの設置とともに、ヒグマの足跡が明確に残るように、石灰を散布した監視ラインを美瑛川及び石狩川の河川敷に複数整備し、現在、これらの状況を定期的にチェックしながら警戒態勢を続けております。

○能登谷委員 様々な対策を取っているということなんです、今出た、その箱わなの状況はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 箱わなにつきましてはの御質問でございます。

本市では、箱わな8台を保有しており、箱わなの設置に当たりましては、猟友会からのアドバイスや御協力をいただきながら場所を選定し、個体の出没状況等を勘案しながら稼働させております。今年度に入りましてからは、5月と6月に東旭川地域の2か所でそれぞれ1台を稼働させ、7月は、同じ東旭川地域で場所を変えてそれぞれ1台ずつ、計2台を稼働させているところでございます。東旭川地域には今後、さらに1台を設置、稼働させることを考えており、猟友会等と対応の調整を進めているところでございます。このほか、先日、ヒグマによる農作物の食害が発生いたしました西神楽の就実地区につきましても、現在、箱わな3台を稼働させております。

○能登谷委員 それで、箱わなに犬がかかったという情報があります。本来、犬は、首輪をつけて鎖で飼うということになっているんじゃないかなと思いますし、先ほどのたいせつどうぶつ愛護憲章の中でもそのようなことでしたよね。他人に迷惑をかけないように犬を制御し、リードをつけて飼うということが書かれていたと思うんですが、そういう意味で、ちょっと箱わなにかかるのはおかしいんじゃないかというふうに思いますが、これは野犬でも出ているんでしょうか。

○松野郷環境部次長 東旭川地域の郊外に設置した箱わなに近くに住民の放し飼い状態の犬が入り、扉が閉まってしまうという事案が発生いたしましたが、速やかに箱わなから解放し、犬にけが等はございませんでした。飼い主に対しましては、犬を放し飼いしないように注意しております。

○能登谷委員 犬のけがのことも心配していただいております。それよりも何か、ヒグマ対策はどうなのかなということが心配なんです、わなを仕掛けた場合は、犬は駄目だとしても、周辺の理解が必要だと思いますが、周辺地域の住民にこれは周知されているんでしょうか。

○松野郷環境部次長 箱わなの設置に当たりましては、設置する土地の所有者等の承諾とともに、必要に応じて近隣の関係者に対して注意の周知を行っております。

箱わなにつきましては、興味本位で見に来ることも予想されるため、人の接近による事故のおそれ、また、人の気配が強くなり、捕獲の可能性が低くなるなどの懸念もございまして、広い

範囲での周知は行っていないところがございます。

○能登谷委員 もう一つは、対策の中で、パトロール、見回りもしているということでした。そのパトロール、見回りの状況はどうなっているのか、毎月の見回り回数なども含めて伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 ヒグマの出没に対して、警戒に当たる巡回パトロール、いわゆる見回りにつきましては、出没件数の多い東旭川町東桜岡を中心とした地域を対象に、5月中旬から実施を継続しております。見回りの回数につきましては、週2～3回、おおむね月10回程度の頻度で行っているところがございます。

○能登谷委員 見回りの内容についても伺いたいんですが、特に、アリ塚のチェックなどをやっているのかも伺います。

○松野郷環境部次長 見回りの内容についてですが、この地域のヒグマの出没が午後から夕方にかけて多い傾向を踏まえ、小中学校の下校時間に、通学路周辺の状況確認と警戒監視、誘因物となるゴミがあった場合はその除去、また、必要に応じて小中学校との情報共有を行っております。

雑食性のヒグマは、草や木の実のほか、アリも食べることから、御質問にありましたアリ塚をはじめ、ヒグマの食べ物となりそうな誘因物のチェックは重要と考えております。ただし、こうしたチェックにつきましては、見回りのときにはではなく、ヒグマが出没した際の現地調査のときに猟友会と連携して実施しております。

○能登谷委員 アリ塚をはじめ、ヒグマの食べ物となりそうなものを、ヒグマが出没してからチェックするという事なんですが、それでは間に合わないんじゃないかなというふうに思うんですね。日常の見回りのときにチェックする必要があるんじゃないでしょうか。これまでも、アリ塚をはじめ、ヒグマの食べ物となりそうなもののチェックはやってこなかったんでしょうか。それらも含めて伺います。

○松野郷環境部次長 アリ塚をはじめ、ヒグマの食べ物となりそうなもののチェックにつきましては、これまでも出没時にチェックをしまいましたが、必要に応じて別途チェックをした事例もございました。

アリ塚等のチェック、アリ塚等を見つけることにつきましては、広い範囲の調査と時間が必要なため、見回り時と別の機会に実施することが合理的と考えております。したがって、東桜岡につきましては、現在実施している調査業務委託事業を活用し、把握できるものの確認に努めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 これまではやったこともあるけども、あまり広域でできないということですね。今後は委託でやる可能性もあるということだったと思うんですね。ぜひ、そこも進めていただきたいなと思います。

続いて、農業被害との関係なんですが、これは、農政部との連携も必要だと思うんですが、農業の食害と一体に、農村部の住民に被害が出ないようにする、守る対策も必要だと思うんですが、どのような対策が取られているのかも伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 農村部の対策につきましては、箱わなや見回りを中心とした対策を取っているところがございます。

今後、人前への出没が続く、農作物への食害多発など、日常生活や人の活動にさらに影響を及ぼ

す場合は、箱わなの増設、猟友会のハンターと合同のパトロールを実施するなど、追加対応を進めるほか、農業被害の軽減が図られる対策につきましても農政部と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 桜岡周辺に冬眠の場所、冬眠の穴があるとの情報なんですけど、今もこれはねぐらにしているんでしょうか。この地域がねぐらだとすると、大変危険な事態、日常的に危険があるんじゃないかなというふうに思うんですが、どのように考えているんでしょうか。

○松野郷環境部次長 東旭川町桜岡周辺にヒグマの冬眠場所があることにつきましては、具体的な場所や存在の有無などの事実関係について、現時点では把握していないところでございます。ただし、この地域にヒグマの出没が多い状況ですので、今年度実施するヘアトラップ調査等で得られたデータを分析し、科学的根拠に基づいたヒグマの生息実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 まだはっきり分かってはいないけども、出没も多いわけですからね、ぜひ、早く突き止めていただきたいなと思います。

ヒグマの行動範囲は、活発な個体では約150平方キロメートル、時には1日で50キロほども移動するというところもあるというふうに聞いていますけども、桜岡周辺ですから、動物園にも東旭川の市街地にも活動範囲がどんどん広がってしまうのではないかなと懸念するんですが、それらはどのように考えているんでしょうか。

○松野郷環境部次長 令和3年度の市街地出没の経験から、ヒグマが市街地に侵入した場合、その対応が非常に難しくなることは強く認識しているところでございます。市街地への侵入を防ぐため、ヘアトラップ調査による生息実態の情報や、これまでのヒグマの出没状況等のモニタリングをしながら、草刈りや電気柵等の対策が行える有効な場所等についての調査研究を重ねるとともに、実施可能な対策については着実に進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 前回は質問したんですが、専門事業者への委託についても伺います。前回のときはまだ契約していないということでしたが、その後、専門事業者への委託はどうなっているのか、内容を伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 専門事業者への委託についての御質問でございます。

市内郊外の山林等におけるヒグマの生息状況や移動経路などの調査を行う専門事業者への委託につきましては、NPO法人エンヴィジョン環境保全事務所と、同じくNPO法人もりねっと北海道の共同事業体を相手方として、6月30日に契約を結び、現在、業務を実施しているところでございます。なお、委託期間は今年度末の令和6年3月31日までとしております。

委託の内容につきましては、ヒグマの体毛等を採取するヘアトラップの設置、点検、検体の採取、設置しているセンサーカメラの点検、画像チェック、このほか、出没環境の調査、ヒグマの生態に係る普及啓発事業等を行うものとなっております。7月10日には、普及啓発事業の第1回目として、東旭川町東桜岡にある旭川市立旭川第5小学校・桜岡中学校の生徒さんを対象に、ヒグマの生態や出没時の対応を解説するなど、ヒグマに関する正しい知識の普及を図る活動を行っております。

○能登谷委員 6月の民生常任委員会の答弁では、ヒグマ対策の全般にわたって専門家のアドバイスをいただきながら取り組むという趣旨でした。もちろんこの調査のことも前提になっていますけ

ど、それ以外のところも含めて、重要なところだということでしたよね。今年度のヒグマ対策の計画の中でも、一番下に囲みでわざわざ専門家への委託ということを強調されておりました。

さきの第2回定例会の本会議答弁では、ざっくり言えば、細かく引用しませんが、専門事業者への委託については、今後の調査のために、春からの対策に影響がなかったかとの答弁だったと思うんですね。それは私、ちょっと、趣旨が変わったんじゃないかと思っているんですよ、部長の答弁は。要するに、本会議の答弁は後退している、少しのんき過ぎる、そういう見解に聞こえました。

春から出沒が続いていた中で、私は、早く委託すべきだという趣旨で、6月の委員会でも質問させてもらいましたし、そうじゃないかという印象が伝わってきましたけど、第2回定例会では、それは大して関係ない、遅れていないんだよ、今後の調査のためなんだよと。今後の調査といっても、実際には、生息状況や移動経路を早くつかむ必要があったわけで、そういう意味でも早くしなさいよということだったんですけど、そんなことないよっていうのんきな答弁だったように聞こえますが、実際のところはどうか、見解を伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 専門事業者への委託につきましては、本市郊外のヒグマの生態等の調査を行うことが主で、こうした調査は、数年かけて実態を把握し、得られた情報の精度を高めていくことで今後の効果的な対策につながっていくものと考えております。

なお、ヒグマ出沒時の専門家のアドバイスにつきましては、御指摘のとおり重要でありますことから、今年度、猟友会とともに、専門家の現地調査に対する報償費を予算計上し、状況に応じて現地の調査に御同行いただいております。専門事業者への委託につきましては、その契約締結が6月末となりましたが、4月から専門家にアドバイスをいただける環境は整えておりましたので、ヒグマ出沒の対応に大きな影響を及ぼしていないと考えているところでございます。

○富岡環境部長 第2回定例会の委員会での答弁ということでもありますけども、そのちょうど前日に道新の記事がございまして、そういったことも踏まえて、あのときは、委員のほうから質問があったということもございました。当然のことながら、あれだけ春先から出沒が続いていたということがございますので、早い段階から委託をして、そうした生態を調べる調査を実施する、それが望ましい、それはそのとおりでございます。そのようにすべきであったところでもありますけども、いろいろと委託の内容でありますとかということ、また、委託できる業者が限られているといったこともある中で、ちょっと実際の委託の発注については遅れてしまったといったことがございます。ただ、実際にこの調査というのは、今まさにあそこに出ているヒグマの対策として効果的な調査であるかという、それとはちょっと違うと。あくまでこれはデータを積み重ねて、ヘアトラップでそういった体毛を採取して、それが例えばどういった個体なんだと、それをDNA鑑定して、その個体を一個一個識別していくわけですけど、DNA鑑定をするにも非常に時間を要すると。ちなみに、去年のDNA鑑定、去年出沒したヒグマのヘアトラップで採取した検体については、去年のものがまだ実際には鑑定が終わっていないという状況になっています。それも問題なので、今後、早く鑑定できるような対策、委託といったことを考えていかないといけないんですが、当然、委員のおっしゃるとおり、委託を早く出すことは御指摘のとおりでございます、その辺は私たちも反省しないといけないというふうに思っております。あくまで、本会議の答弁というのは、今出ているあそこのヒグマ対策としての調査を基にすぐに何か効果的な対応ができるといったものではないんだといった趣旨で答弁させていただいたものでございますので、その辺は御理解いただきたいと思

います。

○能登谷委員 部長の答弁が早かったので、この後の質問にも関わってくるんですが。

道新の記事もあってそういう対応になったということなんですが、結局、ヒグマの生息状況や移動経路を把握するということはもちろん重要なことですよ。ただ、今おっしゃっているような、数年かけてDNA鑑定をすとか、そうでないと分からない問題もあるでしょうけれども、実際は今、東旭川で危険な状態が続いているし、市街地に来る、それこそ部長の住んでいるところにもやってくるということになりますので、市として一生懸命やっている、急いで対応しているんだということだと思うんですが、市民にとっては、やっぱり何とか、専門家への委託も含めて、いろんなことをやってほしいんだという意識だと思うんですよ。その点で少しのんき過ぎるんじゃないかという気がしています。

それで、春の出没時にアドバイスを受けているんだということで、実際には現地同行もしてもらっているという答弁もありましたけど、委託が遅れたことによって本腰が入らないんじゃないか、入っていないんじゃないかというふうに見られたりとか、あとは電気柵とかパトロール、見回りするという手法も含めて、どうなんだろうかと。先ほど言っていたようなアリ塚やなんかの調査なんかも、本来であれば早くから委託するということもできるだろうし、DNAの調査の部分というだけでなく、いろんな関わりで総合的にいろんなことをしてもらおうということは、私は、強めていくことが必要だったんじゃないかなというふうに思うんですよ、アリ塚のチェックも含めてね。なので、やっぱり、専門業者に委託することも含めて、もっと早い対応、それが今必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺はどう考えていますか。

○松野郷環境部次長 今、御指摘がございましたように、業務委託、調査に関しましては早い段階から出すことが望ましいということ認識しているところでございます。今年度、初めて実施するもので、先ほども話がありましたけれども、委託にする業務内容の吟味、仕様書の内容調整などに時間を要する結果となってしまいました。次年度以降、今年度の発注作業で得た課題や経験を踏まえ、今後こうした調査が早く進められるように、対応をしっかりと検討してまいります。

○能登谷委員 前回のときにもちょっと言いましたけど、予算措置を早くする方法もありますよね。手法的に4月からできる方法もあれば、また3月からまたいでやるという方法も、第1回定例会で債務負担を設定すればできますから。それらも含めて、ぜひ早い対応をできるように、今後検討を強めてほしいなというふうに思うんです。

広域の対策についてもちょっと伺いたいと思うんですが、前回質問したときには、連携中枢都市圏、1市8町の連携というのがまだ会議が行われていないということだったんですが、その後どうなっているのか、現状を伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 連携中枢都市圏の連携の関係でございますけれども、この連携協約に基づき、推進する具体的な取組の一つとしまして、ヒグマ対策の推進がでございます。6月15日に第1回事業担当者会議を開催し、近隣町のヒグマの出没状況及びその対応、1市8町相互の連絡体制などについて情報確認をしたほか、ヒグマ対策に関して意見交換を行ったところでございます。次回の会議は秋を予定しており、各自治体のヒグマの出没状況や、対策の内容の共有、北海道が本市及び隣接町を対象に実施するICTを活用したヒグマ出没重点監視エリア抽出手法等検討検証モデル事業、いわゆるICT事業に関する中間報告を予定しているほか、今後、圏域において連携が可能な対策

について、意見交換してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 今後のことなんですが、広域の連携とか連携中枢都市圏の課題、今後どういうふうにしていくのかということですね。特にやっぱり、行政をまたいで移動するというのもあって、東旭川にしても、東鷹栖にしても、隣はすぐ山続きですからね。そういうところの対策とかを何かやっぱり、情報を共有されて一緒に動くということができているのかどうかというのがすごく気になっているんですけども、それらのところはどのように考えているのか、伺います。

○松野郷環境部次長 現在、行政界付近に出没したヒグマの情報につきましては、近隣町と迅速に情報のやり取りを行っており、今後もこうした連絡体制はしっかり維持してまいります。また、本市も導入しているヒグマ出没情報管理システム、いわゆるひぐまっぷは、導入自治体のヒグマの出没場所を速やかに可視化、共有でき、行政界付近のヒグマの対応にも役立つことから、近隣町のひぐまっぷ導入に対する理解を深めていき、導入が広がっていくことを期待しているところでございます。

こうしたヒグマ対策に関わる情報や考えの共有を図る取組を続けることで、上川圏域におけるヒグマ対策の連携意識を高め、広域対策の強化につなげてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 広域の対策ということで旭川市が今努力して、1市8町の広域の連携ということを図っているところなんですけども、本家本元の広域行政のほうはどうなっているのかな、北海道のほうですね。特に、管理計画が出ているけども、上川管内の実施計画っていうのがまだできていなかったと思うんですが、それはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 北海道ヒグマ管理計画では、振興局が関係機関による防除方針などの認識共有、捕獲体制の整備、住民への情報伝達、市街地出没時の対応訓練の実施などを記した地域における実施計画の策定を行うこととしております。

上川地域の実施計画につきましては、7月10日付で上川総合振興局から上川中部地域ヒグマ対策実施計画（アクションプラン）を策定した旨の通知があり、その内容について確認しているところでございます。

○能登谷委員 上川管内では、この春に幌加内で釣り人が亡くなるという痛ましい人身事故が発生したばかりだと思うんですね。そういう中で作成された実施計画ですから、これも急に、先週、この質疑の打合せをしていて、まだできていないのはどうなっているんだと言ったら、いや、急にできたということで知らされたということを聞かされましたけども、こんな上川管内での事故が起きている中ですので、実施計画としても、特に広域自治体としての役割、市町村をまたぐ場合、境界をまたぐ場合の地域の対策、それから市街地侵入時の人身事故をどうやって防ぐかという対策が求められていると思うんですが、それらはどのように示されているのか、伺います。

○松野郷環境部次長 実施計画には、自治体の例えば境界対策、あるいは市街地侵入に対して、具体的な対応の記述はございませんでした。また、市街地侵入対策につきましては、各自治体の注意喚起の周知方法が記述されているほかは、北海道のヒグマ管理計画や、ヒグマ出没時の対応方針の内容が示されているものとなっております。

○能登谷委員 私も、取り寄せて見せてもらいましたよ。びっくりしたというのが率直な感想です。なぜかと言ったら、A4、1枚なんですよ、記述部分は。ここだけですね。最初見たら、これは目次なのかなと思います、率直に言って。字もほとんど書かれていませんから。具体的なところは、

実施計画の1、2、3というのがあるって、そこは添付資料に書いていますって、1、2、3があるのかな。ほとんどそれは旭川市とか各町村が書いた計画を図のように記しているだけで、それからアンケートに答えていったものがあるだけで、北海道が書いたものはないんです。別添1のとおりとか、2のとおりとか、別添1とか2は図だったり表だったりしますよね。広域の自治体としてこれで本当に大丈夫なのかなと。特にさっきも言ったような、市町村をまたぐ境界地域についてどう対応するのかという広域の一番の出番のところですね、役割として求められている。それから今、人身事故が発生している中で、それをどうやって防ぐかと。東旭川の桜岡で出ているなんてもう、山越えたら当麻ですよ。東旭川にも出るよってさっき話しましたが、熊は住民票を持っていないし、こっちだけ来るっていうふうに想定されませんよね。ねぐらが東旭川でも、当麻にも行くわけだから。または、熊を駆除するために追っていくときに、境界を超えていく、そのときに、旭川の猟友会の方は、当麻に入ったら、ここで帰りますというふうにならないんじゃないですかね。行くとしたら、やっぱり上川総合振興局が音頭を取って、リーダーシップを取ってね、この範囲は全部上川総合振興局の範囲の中で計画が示されているから、一体として取り組むぞということが先に示されていれば、すごいスムーズにできるんじゃないかなと私は率直に言って思うんですけども。そのことは、これはどう見てもどこにも書かれていないように思うんですけども、大分課題があるというか、今後補強してもらわなきゃならない、人の計画ですからね。あんた課題があるよ、直しなさいよってなかなか言いづらいんだけど、相当補強していかないとならないというふうに私は感じるんですけど、何か市のほうで感じることはありますか。

○松野郷環境部次長 今回の実施計画につきましては、北海道のほうから通知されたというもので、我々は、計画策定に当たっていろいろ意見を述べる場がなかったというのが実情でございます。

今後、北海道からは、この計画についての説明会があると伺っておりますので、その際に、今お話のありました境界対策、もしくは市街地の関係、そういったものについて、さらに、北海道としての役割、そういったものを明記していただけるようお伝えしていきたいと思っております。

○能登谷委員 そうですよ。とにかく広域行政なんだから、広域としての役割をまず果たしてもらおうということがどうしても必要だし、鳥獣被害、ほかのものもそうですけど、圏域をまたいで行動している場合の対策というのは、やっぱり広域が腹を据えてもらわないと。北海道の管理計画には確かにいろんなことをいっぱい書いていますよね。だけど、それを全部読まないといけないんだったら、これって、ここにみんな貼り付けてもらうしかないことになっちゃうし、実施計画（アクションプラン）ですから。一つもアクションしていないし、分かりづらいというのなら、今後ぜひ改善を求めていってほしいなというふうに思います。

最後になりますけど、今後のヒグマ対策の課題についてなんですが、今、るる議論してきた中でも出されていると思いますので、今後の課題について、部長のほうでどのように捉えているか最後に伺って、終わりたいと思います。

○富岡環境部長 本市では令和3年を境に、河川敷を中心に市街地にヒグマが出没するといったことで、一気にこの時期から出没が増えてきたという状況でございます。こうした状況を踏まえて、本市では、ヒグマ対策協議会を立ち上げて、専門家の知見をいただきながら、しっかりと対策、検討を重ねて、昨年度から、美瑛川の上流のちょうど雨紛川との合流点の下になりますけれども、今日見ていただきますけど、その場所に電気柵を設置しております。それが去年の春でございます。

それからは、河川敷を通過して市街地に侵入していくといったヒグマの出没が大幅に抑えられているというふうに認識しております。

ただ一方で、東旭川の東桜岡でありますとか、倉沼地区、こういった郊外については、山に接している、そういった郊外の地域であります。そういったことから、ヒグマが出没しているわけですが、そのヒグマの出没の経路、これもなかなか把握するのは難しいと。そういった出没を抑えるための対策を進めるに当たって、そういったものが分かれば、効果的に対策が打てるといったことがあります。なかなか今の段階で把握できていない、把握することも難しい状況にあると。今回、委託を出しましたので、その中で、進めていきたいと考えておりますが、そういった課題があるというふうに認識しているところであります。

こうした課題に対応するために、北海道のICT事業、先ほど次長から説明がありましたが、そういったもののデータ、そして、今言ったとおり、本市が今出している委託、こういったもののデータを積み重ねていって、郊外のヒグマの生息、その行動をしっかりと分析して、農業被害の軽減、またその地域に住まわれている方の安全の確保、これをしっかりと進めていきたいというふうに考えています。

また、ヒグマは行政間をまたいで移動しますので、広域対策は非常に重要であります。道内での出没の状況を踏まえた個体数の管理でありますとか、今ちょうど、上川管内のアクションプランの話もありましたけれども、やっぱり基礎自治体は、それぞれの行政区域内での対策はしっかりやれるんですが、またぎますとなかなか、他の行政区域にまで入ってやっていくということは難しいということがございます。あと、実際に個体数の管理でありますとか、北海道全体を見据えたヒグマの対策といったことについて、旭川市ヒグマ対策協議会に上川総合振興局も参加しておりますので、これまでも何度も、広域の対策として、北海道にやっていただくべき対策、そういったことはぜひ積極的に進めていっていただきたいというお話もさせていただいてきたところでございますけれども、そういったことを今後もしっかりと北海道に、また機会があるごとにお話ししていきたいと思っております。

また、先ほど委員から御指摘がありましたけれども、今後は委託ですね、先ほどの私の答弁ですと、ヘアトラップにちょっと一点集中しておりましたけれども、そういうことではなくて、いろんなことに委託を出していれば活用していただけるといったこともありますから、委員の御指摘もしっかりと踏まえて、次年度以降は早期の発注、こういったことにしっかり取り組んで、しっかりと、本市及びその周辺が、熊と人が安全に共生できる、そうした社会になっていくように、環境づくりに努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○高橋紀博委員長 この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは次に、所管施設等の視察についてであります。

この後、委員会を休憩し、別紙視察行程のとおり、所管施設等の視察を行いたいと考えております。

議長に対する委員派遣承認要求の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

(再開されず散会 午後3時35分)